

2017年9月27日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



基地被害の防止に関する公開質問状

F-35B ステルス戦闘機の配備やオスプレイの頻繁な飛来、さらに、空母艦載機の移駐など際限のない基地機能の強化が進められており、騒音や事件・事故など基地被害の一層の深刻化が予想される。

そこで、今後に向けて、基地から生じる被害を防止するという観点から、下記の通り公開質問状を提出するので、速やかに回答されたい。

記

1. 日米地位協定の改定について

43項目要望の中でも、地位協定の改定は重要な項目だと思うが、具体的にどのような項目の見直しが必要だと考えているのか。これまでの国との協議の内容、国の考え方を明らかにすること。

先般、渉外知事会や沖縄県が地位協定の改定案をまとめ国に要請している。その内、次のような項目については、早急な改定を求めるべきではないか。

- ・米軍の活動に対して、航空法、騒音や環境保全に関する日本国内法を適用すること。
- ・被疑者の拘禁前の身柄引き渡しなど、日本側の刑事裁判権を明確にすること。

2. 騒音の違法性について

法に基づく環境基準を超える騒音については、違法であり、全国各地の爆音裁判においてもその違法性が認定され、既に確立した判例になっており、岩国爆音裁判の一審判決でも一定以上の騒音の違法性が認定されている。

防音工事などの対策は暫定的なものに過ぎず、まず、この違法状態を解消することが先決であり、それなくして、新たに大規模な部隊を受け入れることは、違法に違法を重ねることになり、自治体として到底許されることでない。この点につき、どのように認識し、対応していくのか。

3. 岩国日米協議会の確認事項の改定、遵守について

山口県、岩国市、防衛省と岩国基地で構成される岩国日米協議会の確認事項に次の項目がある。

- ・安全上許す限り工場及び市街地の上空を飛行しない
- ・市街地上空の飛行高度は4,000フィート(1,219m)に変更

7月10日の市街地上空での激しい夜間訓練は、確認事項に明確に違反していると考えられるが、どのように認識しているのか。確認事項の厳格な遵守を求めるべきではないか。

日米協議会は長期にわたって開催されていない。今後、艦載機の移駐などに伴い状況は大きく変化することになり、早急に日米協議会を開催し、騒音の軽減や事件・事故の防止のために、確認事項の見直しを行うべきではないか。

また、他の米軍基地に関しては、日米合同委員会において住民への被害防止事項が合意されているとのことだが、厚木基地や三沢基地などの合意事項を明らかにするとともに、岩国の場合も合同委員会に格上げすべきではないか。

4. 事件・事故などへの対応について

艦載機の移駐に伴い、軍人、家族等が約4千人増加することになり、市民が巻き込まれる事件、事故などの増加が懸念される。

- ① 軍人・家族、軍属の基地外居住の実態を把握すべきではないか。
- ② 事件や交通事故、その他のトラブルなどの際の相談窓口を、市役所と警察署双方に設置し、通訳なども配置すべきではないか。

5. 愛宕山のスポーツ施設について

7月に完成した愛宕山のスポーツ施設については、日米共同使用とされているが、その管理や使用方法などについては未だに明らかにされていない。

- ① スポーツ施設と地域の管理権は、岩国市とアメリカ軍のどちらに帰属するのか。
- ② その地域に関する司法・警察権は、日米どちらに帰属するのか。
- ③ 市民は、アメリカ軍と平等に施設を利用することができるのか。それとも、何らかの制約があるのか。
- ④ 施設と地域の維持管理費は、どちらがどの程度負担するのか。